

道路掘削工事における ガス・水道・下水道管の損傷事故防止について

日頃より、本市行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、金沢市企業局では、市民の安全で安心な暮らしを守るため、ガス・水道・下水道のライフラインを24時間体制で維持管理するとともに、外傷事故の防止に努めております。

しかしながら、道路掘削工事等における外傷事故が毎年多数発生しておりますので、今一度、保安意識の向上と下記事項の遵守をお願いします。

※ 施工着手前

- ① 工事施工計画が決定したら速やかに事前協議し、工事照会すること。
(維持管理課ガス・水道修繕センター 220-2768)
図面や資料により工事範囲内の既設ガス、上下水道管の位置をチェックすること。
(企業局2F維持管理課で確認できます。)
- ② 試掘により、埋設管の正確な位置を確認すること。
掘削は「手掘り」で実施し、試掘データは、特に重機オペレーターには正確に伝達すること。

☆中圧ガス管・配水本管・送水管などの重要施設の近隣掘削の場合は企業局職員が立会います。

- ③ 試掘結果に基づき、埋設管との離隔や防護方法を確認し、
工事を進める上での留意点や注意事項を遵守すること。
工事路線が変更となった場合は、ただちに再協議すること。

※ 施工中のチェック

- ① 埋設ガス、上下水道管の附近に、杭、矢板の打設や薬液注入などを施工の際は、1m以上の離隔を確保すること。また、管が露出する際は、吊防護で的確な措置を講ずること。
(施工方法は、維持管理課の指導に基づいて実施のこと。)
- ② 掘削作業中に「不明管」が露出した場合は、勝手に切断せず、維持管理課へ連絡すること。
また、アスファルト舗装のすき取り時には弁体類鉄蓋を損傷させないこと。
鉄蓋のすり減りや高さ調整が必要なときは、維持管理課へ連絡すること。
- ③ 埋戻しの際には、露出したガス・上下水道管に衝撃を与えないよう注意すること。
特に、旧市街地の下水道取付管は陶器製であり、管ズレによる道路陥没が多発しているため、管の下部の埋め戻しを特に入念に行うこと。

- ④ 工事施工中は、毎日1回以上現場内や附近で、
ガス臭や水道漏水がないか点検すること。
- ⑤ 本舗装復旧時、鉄蓋類に対して、舗装を被せ隠したり、重機でズラさないよう、
事前にその位置や向き、また数量等を点検すること。

※ 管損傷事故が発生すると

- ① 突発的に事故が発生した場合、「緊急修繕」する必要があり、特にガス工事については、
引火の危険性もあり、大事故に繋る可能性があります。
ガス工事現場では、企業局職員が到着するまで「火気の使用」を厳禁とします。
- ② 需要家であるお客さまが、ガス、上下水道を利用できず、多大な迷惑をおかけします。
影響範囲が広大になり、大事故に繋がったりして、復旧に日数を要することもあります。
- ③ 通常、企業局では事故のみの「待機」は行なっていません。
万が一、事故が発生すると通常業務を中止して、ただちに事故現場へ
急行しなければなりません。そのため、お客さまにも迷惑がかかります。
- ④ 事故の復旧に高額な「復旧費」がかかりますが、
すべて原因者である工事施工者の負担となります。

道路掘削工事に伴う管損傷事故発生件数

	H23 (件)	H24 (件)	H25 (件)	H26 (件)
ガス	1	2	2	2
水道	5	7	6	7
下水道	1	2	1	3
計	7	11	9	12

ガス、上下水道管の損傷事故が発生したら、ただちに「企業局維持管理課」
(電話220-2768 夜間220-2281) へ連絡を！！

土曜・日曜・祝日・夜間は、当直につながります。

金沢市企業局は「24時間体制」です。